

第4回有識者会議〔5ブロック同時開催〕

第4回 利根川・江戸川 有識者会議

第4回 渡良瀬川 有識者会議

第4回 鬼怒川・小貝川 有識者会議

第4回 霞ヶ浦 有識者会議

第4回 中川・綾瀬川 有識者会議

〈議事録〉

開催日：平成20年5月23日（金）

開催時間：14時00分～16時09分

開催場所：ホテルブリランテ武蔵野『エメラルド』

出席者：（別紙）

【事務局：柿崎河川調査官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回利根川水系合同有識者会議を開催いたします。

本日の議事開始までの間は、事務局の私、関東地方整備局の河川調査官の柿崎が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、傍聴にあたってのルールの説明からさせていただきます。

今回の有識者会議、合同になります。各ブロックごとに会議規約、公開規定、傍聴規定が定められておりまして、今回の合同会議におきましても、こちらの方を準用させていただきます。

この規定によりますと、会議の撮影、録画は、議事に入るまでの頭撮りまでとなっておりますので、記者の皆様には御注意願います。

また、会議の録音につきましても禁止となっておりますので、御注意ください。

携帯電話は、電源を切る、あるいはマナーモードにするようにして御使用をお控えください。

その他傍聴にあたっての注意事項は1枚紙を資料に添付しておりますので、こちらの方をお読みください。

注意事項をお守りいただけない場合、退場していただくこともございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にごございます上から議事次第、座席表、会議の委員名簿。

資料－１、現在までに頂いた意見の概要。

資料－２、現在までに頂いた主な意見と河川管理者の見解。

資料－３、整備計画の基本的な考え方。

資料－４、今後の進め方となっております。

また、住民の皆様などから頂いた御意見に対する河川管理者の見解を一問一答でとりまとめた資料につきまして、委員の皆様へ配付しておりますが、こちらの資料は、早急に関東地方整備局のホームページに掲載をする予定でございます。

また、そのほかに利根川流域市民委員会の方から、有識者委員の皆様へてに書類が届いておりますので、合わせて配付しております。

資料につきましては以上でございます。不足等ございましたら、事務局まで申し出ただければと思います。

よろしいでしょうか。

次に、本日、御出席いただいている委員の皆様へ御紹介ですが、資料にあります委員名簿及び座席表による御案内でかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、利根川・江戸川ブロックの虫明委員、鷺谷委員、江崎委員、藤吉委員、鬼怒川・小貝川ブロックの佐藤委員、鈴木委員、土井委員、霞ヶ浦ブロックの前田委員、福島委員、森下委員、中川・綾瀬川ブロックの萩原委員の各委員におかれましては、御欠席との連絡を受けております。

それでは、ここから議事に入らせていただきますので、撮影等の方はお控えいただきますようによろしく願いいたします。

これからの進行でございますが、各有識者会議ごとに座長が議事進行を行うことになっております。今回は合同でございますので、事前に各ブロックの座長へ御了解の上、利根川・江戸川ブロックの座長でございます宮村関東学院大学教授へお願いをしております。宮村先生、これから、よろしく願いいたします。

【宮村座長】 それでは、議事に入りたいと思います。

資料の配付で御案内がありましたけれども、見たところ大変たくさんございます。時間は決められた中で終わらせたいと思いますので、御説明、それから、委員の皆様へ御意見もできるだけ簡単に要領よくお願いしたいと思います。

それでは、まず資料－１と２と３、議事のところでは上の方、現在までに頂いた主な意見について、それから、整備計画の基本的な考え方、ここまで一括して御説明をお願いしたいと思います。事務局の方でよろしく申し上げます。

【事務局：新屋河川計画課長】 それでは、まず議事次第にございます現在までに頂いた主な意見について、そして整備計画の基本的な考え方に関しまして、資料－１から３を用いまして事務局で説明をさせていただきます。

まず資料－１でございます。

資料－１でございますが、これまでに市町村長及び住民の皆様からいただいた御意見につきまして、全体の傾向を把握するために統計整理したものでございます。

１ページ目をお願いします。

平成19年１月から平成19年４月末までに市区町村長さん、あるいは住民の皆様からトータルで1,940の御意見をいただきました。なお、ここでは例えば１人の方が述べられた御意見が複数の分類にまたがる場合、この１ページに掲げております分類ごとにその意見を分割いたしまして、その分割したものを１意見としてカウントをさせていただいております。

流域の多くの皆さんから多数の御意見をいただきましたことを、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

続きまして資料を飛ばさせていただきますが、３ページ目をお願いいたします。

３ページにございますが、市区町村長さんからいただいた御意見につきまして分類別に集計したものでございます。

環境の中の人と川とのふれあいに関する整備に関しまして御意見が最も多く、続いて治水の中の洪水調節施設の整備、河道の流下能力向上などに関する御意見、あるいは環境の中の水質、そして河川環境の保全と再生、維持管理の中の不法投棄、ゴミ対策といった分野につきまして数多くの御意見をいただいている状況でございます。

続きまして６ページ目をお願いいたします。

６ページ目でございますが、続きまして住民の方々から頂いた御意見につきまして、それぞれ同様に分類別に集計してございます。

住民の意見におきましては、環境の中の河川環境の保全と再生についての御意見が最も多くありまして、続いて人と川とのふれあいに関する整備、治水の中の河道の流下能力向上、洪水調節施設の整備、維持管理の中の河川敷の利用・占用、不法投棄、ゴミ対策といった分野で数多くの御意見をいただいております。

続きまして資料－２の方の説明に移らせていただきます。

資料－２でございますが、その頂いた御意見の中で比較的数の多かった15の御意見につきまして、それに対する河川管理者の見解を御説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。

洪水調節施設整備、河道の流下能力向上に関してでございます。

御意見といたしましては、利根川上流の新設ダムや中流部調節池等の大規模事業は中止すべき。あるいは利根川上流ダム群や渡良瀬、稲戸井調節池等の事業を早急に行ってほしいとの御意見。あるいは今後、新たなダム建設は行わず、河道整備を行うべきといった御意見をいただいております。

それらに対する河川管理者としての見解は、ここに記載しておりますとおりでございます。

まず利根川水系におきましては、昭和22年のカスリーン台風为代表されますように、過去に大規模な洪水により多くの被害を受けてきておりまして、現時点でこのような大規模な洪水が起これば甚大な被害が発生すると想定されます。このため、できる限り洪水時の水位を下げるのが治水の基本であるというふうにご考えておるところでございます。

今後、検討していきます河川整備計画におきましては、計画期間30年といたしまして、現状の治水安全度を考慮し、おおむね50年に1回の確率で生起すると予想される洪水を安全に流下させることを基本にご考えているところでございます。

上下流の治水バランスの状況、限られた期間における大幅な河道掘削の実現可能性等を考慮し、河道の整備と洪水調節施設の整備をバランスよく行うことが必要であるというふうにご考えておるところでございます。

続きまして2ページ目でございますが、カスリーン台風規模の洪水で今、利根川右岸が破堤した場合の被害額の推定。そして3ページ目におきましては、先だって中央防災会議でまとめられました利根川左岸が破堤した場合の人的被害の大きさをお示しをしております。

続きまして4ページ目でございます。

4ページ目におきましては、河道の整備と洪水調節施設とのバランスの考え方につきまして、河道掘削の実現性の観点から検討をさせていただいております。

上流の新設ダム、あるいは中流部の調節池等の洪水調節施設を整備せず、整備計画で目標とする規模の流量をすべて河道で安全に流下させるためには、利根川において約6,200

万³、江戸川におきましては約600万³の河道掘削が必要になります。

特に利根川本川の下流部におきましては、流下能力が不足しておる状況でございますので、取手地点付近より下流区間だけで約5,300万³ほどの掘削が必要となります。

利根川下流部におきます近年の最大の浚渫実績、あるいは残土の仮置き場の状況等から、現状では、年間約70から80万³程度の掘削が限界であるということから、整備計画で想定しております整備期間の30年間では対応することは困難だと考えております。

30年間という整備期間の中では、約2,000万³程度の河道掘削が現実的であるというふうに考えておきまして、残りにつきましては洪水調節施設の整備で対応するものとし、洪水調節施設と河道での効率的な分担を行って、できるだけ早期に治水安全度の向上を図ることが必要であるというふうに考えているところでございます。

続きまして5ページ目でございます。

5ページ目は堤防の浸透等に対する安全性の確保でございます。

御意見といたしましては、堤防の浸透調査が行われたことを受けまして、浸透に対する安全性の低い区間は早期に対策を実施すべきといったものでございます。

これに対する河川管理者の見解でございますが、現在の堤防は、過去からの拡幅、嵩上げが繰り返されて築かれているものでございまして、場所によっては浸透に対する安全性が不足している区間もございます。直轄管理区間で行った堤防点検の結果、利根川水系におきましては、点検対象区間1,075kmのうち、約47%に当たります508kmが浸透に対する安全性が不足していたという結果となっております。

これを踏まえまして、今後の堤防整備にあたっては、浸透に対する安全性の不足している区間の質的強化を計画的に実施していきたいというふうに考えております。

なお、堤防は不確実な要素を持つ土でできた連続構造物でございますので、現状では計画高水位を超える洪水に対して安全なものであるとはいえないというふうに考えておきまして、このため、堤防の浸透対策と合わせまして、河川の水位を低下させるための洪水調節施設の整備、あるいは河道掘削等に取り組んでいきたいと考えております。

6ページにおきましては、近年の洪水で実際に計画高水位より約2m以上低い水位でありながら、各所で漏水が発生した事例の紹介、そして浸透に対する堤防強化対策の断面の例をお示しをしております。

続きまして7ページ目、支川の排水能力向上についてでございます。

御意見といたしましては、利根川の本・支川に合流する河川の内水対策をしっかりと実施

してほしいといったものをいただいております。

河川管理者といたしましては、直轄区間に流入する河川の内水対策につきましては、受け皿となる直轄区間の水位低下対策が必要不可欠であるというふうに考えておりました、直轄事業の洪水調節施設と河道整備をバランスよく効率的に進めたいと考えております。

なお、内水排除対策の検討にあたっては、県管理区間の改修との調整を図るとともに、必要に応じて関係機関の役割分担も含めて検討していきたいと考えております。

次に8ページ、河川水の適正な利用というものがああります。

これにつきましては、御意見といたしまして、水余り状態で、新たな利水ダムは不要ではないか。あるいは安定した流量の確保をとといった御意見をいただいております。

河川管理者といたしましては、これまで水需給が非常に逼迫したという状況から、河川水が豊富なきだけしか取水できない不安定な取水に依存しているという状況がございまして、水資源施設の早期整備による安定的な水源の確保が必要となってきました。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画、いわゆるフルプランの全部変更の国土審議会の資料によりますと、平成27年度を目途とした水道、工業用水の都市用水分の需要が毎秒176m³であり、これに対して建設中を含む水資源開発施設等で供給が見込まれる水量が近年、20年に2番目の規模の渇水時流量で見ると、毎秒約169m³で、計画当時の流況で見ると、毎秒197m³になると記載をされております。

次の9ページには、その水資源開発基本計画の案の本文と、利根川における渇水調整の状況、利根川の不安定取水の状況を掲載をさせていただいております。渇水調整はおおむね3年に1回の割合で行われているような状況でございます。

次の10ページには、都市用水の都県別の需要や、供給施設の供給可能量を掲載させていただいております。

続きまして11ページ、流水の正常な機能の維持ですが、主な意見といたしましては、上流域やダムでの取水による水枯れ等から、川らしい水量を。といった御意見でありますとか、冬期通水について、新たな水利目的の創設等を含めて、本格的に実施していただきたいといった御意見などを頂いております。

河川管理者といたしましては、まず利根川水系は流域面積が非常に広いということ、あるいは多くの支川や水利用があるということから、河川に必要な水量を縦断的、時期的に的確に管理することが必要となるというふうに考えております。このため、今回の河川整備基本方針で正常流量を定めた地点のほかに、低水管理のための必要な地点を定め、きめ

細かな流量管理によりまして、良好な水環境の保全に努めていきたいと考えております。

また、発電取水施設等により無水区間や減水区間が生じている場合には、利水者との調整によって改善に努めていきたいと考えてございます。

次の12ページにおきましては、正常流量、低水管理のための補足的な管理地点の場所等がありますとか、発電取水における減水区間の解消状況、環境用水の通水状況などを掲載をさせていただいております。

続きまして13ページ、水質についてでございます。

主な御意見といたしましては、下水道の普及や住民の生活排水等への配慮が重要であるので、地域との連携を図るといった御意見。

あるいは中川・綾瀬川、あるいは霞ヶ浦の水質向上の対策についての御要望というふうになってございます。

河川管理者といたしましては、まず利根川流域の特性として、依然として利根川下流部あるいは支川の一部で環境基準値を満足していないという状況にございますので、流域の関係機関や住民と一体となって、水質の保全や改善を図っていく必要があるというふうを考えてございます。

また、中川・綾瀬川の水質改善の継続の要望がございましたが、先進的な取り組みを行っている地域との目標の共通化でありますとか、河川管理者として、河川内の浄化施設の整備・管理でありますとか、浄化用水の通水といった水質改善に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

また、閉鎖性水域でございます霞ヶ浦におきましては、第5期の湖沼水質保全計画によりまして、CODで5mg/l前半の「泳げる霞ヶ浦」を目指しまして、流域対策とともに、湖内対策として浚渫や浄化用水の通水等を実施してまいりたいというふうを考えてございます。

次の14ページにおきましては、利根川や霞ヶ浦、江戸川、中川、綾瀬川の水質に関するデータをお示しをしております。

続きまして15ページでございます。河川環境の保全と再生というふうになってございますが、主な御意見といたしましては、高水敷の掘削にあたって、旧河岸部分を残すことで自然の回復を図ってほしいといった御意見でありますとか、地域の自然景観や環境にやさしい事業の推進、今ある河川の自然環境を地域の自然のコアとして活かしてほしい。あとアユやサケの遡上のため、魚道の整備や流量の確保など水の連続性の確保といったものと

なっております。

河川管理者といたしましては、まず河道掘削等の工事を実施する場合、河川情報図等の環境の基礎情報を活用しながら、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ってまいりたいと考えてございます。また、自然のレスポンスを確認しながらフィードバックを行ういわゆる順応的な管理を取り入れていきたいと考えてございます。

また、空間管理でありますとか、水環境管理の目標を定めた上で、河川敷の利用について、関係機関・流域の住民の方々と調整を図りながら、自然環境の適正な利用と保全に配慮していきたいと考えてございます。

さらに関係機関や流域住民の方々へ身近な自然環境の保全と再生に取り組むことの重要性につきまして情報発信するといったことなどによりまして、利根川水系を軸とし、流域の湿地・緑地などの自然とのつながりを強化したエコロジカルネットワークづくりに取り組んでいきたいと考えてございます。

また、特に水域の連続性ですが、正常流量の確保でありますとか、河川横断工作物の機能・運用の改善等に施設管理者と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えてございます。

次に17ページ、人と川とのふれあいに関する整備につきましては、主な御意見として散策路の整備、野鳥観察の場の要望、あるいは舟運の復活への取り組みの検討、史跡・文化財への配慮といった御要望となっております。

河川管理者といたしましては、自然とのふれあい、釣りやスポーツ等の利用、環境学習や自然体験の場となる「水辺の楽校」や「水辺プラザ」の整備等について、地域と連携して推進していきたいと考えてございます。

また、舟運のための水上ネットワークの構築や、川の駅等の拠点整備について、地域住民や関係自治体と連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに利根川には、過去の水害を常習的に受けた地域におきまして、特徴ある工夫が凝らされた水塚や、江戸時代から続く用水路網など、利根川と地域の結びつきを残す歴史的・文化的な施設が点在をしております。これらの地域の貴重な特性を後世に残すことや洪水への備え、水を大切にすることを育むため、まちづくりと一体となった保全を図っていきたくて考えております。

続きまして19ページ、堤防、河道の維持管理についてです。

主な御意見といたしましては3点ございまして、堤防の除草管理、河道内の樹木伐採、

河道内の堆積土砂の撤去についての御要望でございます。

これに対する河川管理者の見解といたしましては、まず堤防除草に関しては、もともと堤防の強度維持や点検を行いやすくするためにやっているということに加えて、不法投棄の抑制でありますとか、枯れ草による火災の防止といった二次的な効果も持っているところがございます。今後、引き続き地域住民やNPOの皆様などと連携を図りながら、適切に堤防の除草を実施してまいりたいと考えてございます。

また、樹木につきましては、動植物の生息・生育環境となっている面があるということから、これらに配慮しつつ、洪水の流下阻害になることは避けなくてはなりませんので、継続的にその繁茂の状況を把握し、伐採等適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

さらに堆積土砂につきましても、継続的に河道の状況を把握した上で、洪水の流下阻害となる場合には、掘削など適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

続いて20ページ、水門、排水機場等の操作、機能維持でございますが、老朽化した水門・樋管・排水機場などを修繕・更新してほしいといった御意見をいただいております。

河川管理者といたしましては、まず直轄管理の施設でございますが、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多いということで、今後、これらの施設が集中して修繕や更新の時期を迎えるということで、これに伴う費用の急増が見込まれるような状況でございます。

これにつきましては、杓子定規に50年たったら更新するといったことではなくて、施設のモニタリング及び診断を的確に実施し、効果的・効率的に点検や補修を行い、施設の延命化を図りながら、計画的な更新を実施してまいりたいと考えております。

また、許可工作物につきましては、管理者に対しまして、確実な維持管理を行うことを許可条件として明確に位置づけまして、その遵守を徹底するように努めてまいります。

次に21ページ、防災施設の整備でございますが、河川防災施設等の整備をお願いしたいという御意見を頂いております。

河川管理者といたしましては、まず水防活動等で必要となるコンクリートブロックなどの資材の備蓄や車両交換場所、ヘリコプターの離発着所などを整備する河川防災ステーション等を沿川自治体と調整しながら整備してまいりたいと考えております。

また、復旧資材などを迅速に輸送するための緊急用河川敷道路や緊急用船着場を整備してまいりたいと考えております。

続いて22ページ、不法投棄、ゴミ対策でございますが、ゴミの不法投棄を何とかして頂きたいという御意見をいただいております。

これまでもこの資料の①から④に示してございます車両の進入防止柵の設置でありますとか、巡視の強化といったような対策を実施してきておりますが、不法投棄はなかなかなくなるというのが現実としてございます。

これを踏まえまして、河川管理者といたしましては、地域住民の皆様と継続的にゴミ拾いを実施するといったように、連携・協働による不法投棄対策の促進でありますとか、ゴミマップの作成によりまして、なぜその場所でゴミが捨てられてしまうのかといったことを分析して、今後の新たな対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に23ページ、河川敷の利用・占用についてでございます。

主な御意見といたしましては、サイクリングロードの整備、ラジコン飛行場の占用許可に関する御意見を頂いております。

河川の利用はそもそも自由使用が原則となっておりますが、当然他の利用者に迷惑をかけることが原則となっております。

河川の利用につきましては、さまざまなニーズがございますが、一方で、動植物の生息・生育環境となっているということでございますので、適正に棲み分けを行いながら、沿川の自治体等と協議しながら管理をしてまいりたいと考えております。

サイクリングロードにつきましては、地元ニーズを踏まえまして、沿川自治体がネットワーク計画に基づいた整備を行っている状況でございます。

ラジコン飛行機につきましては、他の河川利用者に迷惑になっている場合、河川巡視等において注意喚起を行っているような状況でございます。また、飛行場としての占用の申請があった場合には、地域の御理解を得られるということを前提といたしまして、関係法令に基づいて審査を行っている状況でございます。

続きまして24ページ、河川内における迷惑行為についてですが、迷惑ゴルフをやめさせてほしい、犬の糞を何とかしてほしいという御意見を頂いております。

河川敷の利用は自由使用が原則となっておりますが、自然の保全と他の利用者の妨げにならないなどの秩序を持った利用が前提と考えてございます。

看板の設置などではなかなかそんなことにつきまして効果が出ないという現状におきましては、利用者のマナーの向上のためには、例えば地域の皆様の監視の目が必要不可欠であるというふうと考えてございまして、皆様に御協力頂く仕組みづくりについて検討して

まいりたいと考えております。

続きまして資料－２の最後でございます。

河川整備計画策定の手続についてでございます。

公聴会及びはがき、インターネットでの意見募集では手順が不足している。地域住民、市民団体が議論に参加できる場をつくるべきといった御意見でございます。

河川整備計画の策定にあたっては、河川の持つ特性や流域の特性、地域とのつながりなど地域の実情を踏まえ、各河川ごとに工夫を行いながら、さまざまな方法で意見聴取を行っているというところでございます。

利根川水系におきましては、１都５県にわたり流域面積が非常に広いということ、そして河川や地域の特性に応じて多様な御意見もあるということから、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧に御意見を伺うことができるように、インターネットやはがきによる意見募集や、流域を本・支川ごとに５ブロックに分けまして、各ブロックごとに複数の会場を設けての皆様の御意見を伺ってまいりました。

頂いたすべての御意見等に対しては、河川管理者としての考え方をお示しするとともに、これからもこのような取り組みを通じて、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧に御意見を伺っていく考えでございます。

以上が資料－２についての御説明でございます。

続いて資料－３、整備計画の基本的な考え方の説明に移らせていただきます。

本資料におきましては、河川管理者として考えている河川整備計画の検討に当たっての目標設定の考え方、本・支川の境界条件、ブロックごとの特徴と主な課題について説明をさせていただきます。今後、ブロックごとに河川整備計画を御検討いただくにあたっての基礎的な条件をこの合同会議の場ですり合わせをさせていただきますと考えているものでございます。

まず、１ページ目でございますが、利根川水系全体の治水に関する目標設定の考え方で

す。
計画期間、対象とする洪水流量につきましては、先ほど資料－２で御説明させていただきましたが、計画期間を30年、利根川本川及び江戸川においてはおおむね50年に1回の確率で生起すると予想される洪水を安全に流下させることを目標とすることを考えてございます。

一方、支川につきましては、本・支川バランスを考慮いたしまして、おおむね30年に1

回の確率で生起すると予想される洪水を安全に流下させるよう整備し、それでも利根川本川に負荷を与える場合については、中・下流部の洪水調節施設を整備することにより、本川のピーク流量に影響を与えないようにすることを考えてございます。

続きまして2ページ目、利根川・江戸川ブロックでの特徴と主な課題でございます。

本ブロックにおきましては、利根川下流部の流下能力向上を着実に進めること、また、全川にわたり水位を下げる効果が発現する上流の洪水調節施設の早期完成を図る必要があると考えてございます。

また、利根川本川下流部の流下能力の状況を踏まえまして、江戸川への分派を適切に確保するとともに、江戸川に過度の負担がかからないように整備を進める必要があると考えています。

さらに利根川下流部においては、下流部の負担を軽減する印旛沼を調節池として活用した洪水対策が必要であると考えております。

加えまして、江戸川が流入する東京湾につきましては、高潮の発生しやすい条件にあるということから、高潮に対する防御機能を確保することを考えてございます。

次に3ページ目、渡良瀬川ブロックでございますが、上・中流部におきまして滞筋が堤防側に偏って固定化してございまして、水衝部の拡大を助長しているということから、低水路河道の掘削による滞筋の誘導という対策によりまして、堤防への洪水流の集中を緩和する対策を行う必要があると考えております。

また、上流の急流河川におきまして、河岸防御対策及び適切な低水河道の管理を行う必要があると考えております。

次に鬼怒川・小貝川ブロックでございますが、鬼怒川につきましては、上流の急流河川において、河岸防御対策及び適切な低水河道の管理、また、下流部での流下能力の確保、洪水調節施設の整備を行う必要があります。

小貝川につきましては、中・下流部において、土砂堆積等により流下能力が不足している箇所があるということから、河道内樹木の伐採や河道掘削による流下能力の確保、あるいは洪水調節施設の整備による対策を行う必要があると考えております。

次に4ページ目、霞ヶ浦ブロックでございますが、これにつきましては、湖沼特有の高波浪による堤防の洗掘被害が頻発しているということから、おおむね30年に一度の確率で生起すると予想される規模の波浪を対象といたしまして、緩傾斜堤防や離岸堤といった整備を考えております。

中川・綾瀬川ブロックにつきましては、流域全体で洪水を一時貯留したり、江戸川へ排水するといった総合治水対策を概成させるとともに、おおむね30年に1回の確率で生起すると予想される規模の洪水を安全に処理する必要があると考えございます。

続いて5ページ目、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてですが、目標としてまず安定的な水利用の確保と流水の正常な機能の維持のため、必要な水資源設備の整備を目指すこと。

次に、流水の正常な機能の維持や安定的な水利用のため、広域的な水資源施設の統合的な運用によって、水資源の効率的・効果的な利用を目指します。また、河川流量の変動による自然的攪乱など河川そのものが持つダイナミズムによる環境の形成を考えた運用を目指しますとしてございます。

目標設定の考え方としては、まず、河川水の適切な利用については、水需給の逼迫性から、不安定な取水に依存している状況の中で、水資源施設の早期整備による安定的な水資源の確保を考えてございます。

次に流水の正常な機能の維持として、必要な流量を縦断的、時期的に的確に管理する。また、ダムの下流での減水区間等につきましても、維持流量の確保をしていくために、基本方針に定めております正常流量の設定地点以外にも低水管理の地点を定めて流量管理を行っていきたいと考えております。

次の6ページの左におきましては、近年の降雨の傾向といたしまして少雨傾向にある。そして多雨と少雨の変動幅が拡大する傾向にあるといったこと。

あるいはその下の図におきましては、利根川の都市用水の水利権に占める不安定的な取水の割合でございしますが、約20%となっております。

続きまして7ページ、水質、自然環境の保全、人と川との豊かなふれあい、そして河川景観の保全・形成につきましてですが、河川ごとに空間管理や水環境管理の目標を定め、順応的な河川環境の管理を目指すこと。

そして水質につきましては、環境基準値や段階的な目標の達成を目指すこと。

そして自然環境の保全につきましては、多様な生態系を育む環境の保全・再生を目指すこと。

人と川とのふれあいにつきましては、河川利用に関するニーズを反映した河川空間の整備を目指すといったこと。

そして流域に残る湿地・緑地等と河川の環境とを水系の骨格として結ぶネットワーク化

を目指すといったことを目標として考えてございます。

目標設定の考え方につきましては、今、問題のことを補足して出させていただきますが、時間の都合上、次に移らせていただきます。

次の8ページから各ブロックの特徴と課題を記載をさせていただきます。

利根川・江戸川ブロックにおきましては、治水対策として、遊水池・調節池の整備を考えてございますが、これらの周辺には膨大な湿地環境が存在しているということから、今後、掘削を行うといったことにあたりましては、その湿地環境の保全・再生を行っていくことも重要な課題だというふうに認識をさせていただきます。

続いて9ページ目に移りまして鬼怒川・小貝川ブロックですが、鬼怒川の中流部におきまして滞筋が固定化しつつあるという状況でございますので、河岸の侵食でありますとか砂州の草地化・樹林化が進行しておりまして、礫河原が減少しているという状況が発生しております。

このため、礫河原の維持回復を図って、局所洗掘の解消でありますとか、礫河原固有の生態系の保全・再生に取り組んでいく必要があると考えております。

渡良瀬川ブロックにおきましても、ほぼ同様の特徴と課題を抱えていると考えております。

中川・綾瀬川ブロックにつきましては、綾瀬川におきまして水質についてですが、改善傾向にはあるのですけれども、非かんがい期におきまして環境基準値を上回るといった傾向が見られますので、流域の関係機関による水質改善対策の実施に参画をして、浄化用水などによる水質改善対策に取り組む必要があると考えております。

続きまして10ページ、霞ヶ浦ブロックの特徴と課題でございますが、第5期の湖沼水質保全計画に基づく取り組みといたしまして、底泥の浚渫でありますとか、植生による浄化対策、そして浄化用水の導水などに取り組んでいく必要があると考えてございます。

続きまして11ページ目、維持管理に関する目標設定の考え方でございますが、治水・利水・環境といった目的、あるいは日常であるのか、それとも異常時かどうかといった状態に応じた維持管理を行うこと。

また、河川管理施設等の効果的・効率的な維持管理のために、維持管理に必要な水準の考え方を定めて、河川の維持管理に関する計画を作成し、河川の監視・評価・改善を一連で行うサイクル型維持管理体系の充実を図ることを考えております。

具体的には、洪水の安全な流下を図るための河道の維持管理。洪水時等の非常時におい

て適切な機能が確保できるような河川管理施設の維持。迅速かつ確実な復旧活動を実施するための体制の確保。防災情報の共有、地元市町村や地元住民、NPOなど地域と連携した河川管理を進めることを考えてございます。

12ページ目、各ブロックごとの主な課題をあげておりますが、代表例といたしまして13ページにおきまして、利根川の下流部での局所的な深掘れ。

そして14ページにおきまして、行徳の可動堰、そして江戸川の水閘門等の老朽施設の維持管理。

15ページにおきまして、中川・綾瀬川での首都圏外郭放水路、三郷放水路などの確実な操作と維持管理。

16ページにおきまして、渡良瀬川での樹林化の進行と河岸の深掘れ。

17ページにおきまして、霞ヶ浦での膨大な数の許可工作物の老朽化が進んでいるといったこと。

そして18ページに、鬼怒川・小貝川におけます河道内樹木の繁茂につきまして写真とともにそれぞれ示させて頂いております。

以上、整備計画の検討にあたっての基本的な考え方につきまして説明を終わらせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【宮村座長】 ありがとうございます。

長い説明御苦労さまでした。

それでは、ただいま事務局より報告がありました現在まで寄せられた意見と河川管理者の考え方、それから、整備計画の基本的な考え方について、それぞれ御説明いただきました。

どちらということではなくて、資料－1、2、あるいは資料－3、いずれも含めて、これから御質問、御意見があったらお出しいただきたいと思います。たくさんの方がいらっしゃいますので、全員順番にということにはいきませんので、どうぞ御発言したい人は挙手をしてください。それでその前のところに点々としてマイクがありますから、それをお使ってください。

【松浦委員】 これは質問です。

河川管理者の見解についてですけれども、まず3ページです。ここに死者数約6,300人と出ている。この数字に実はびっくり仰天したのです。その条件は一体何かといたら、避

難が行われず、排水施設が稼働しないというようなことがありますけれども、これはどうですか。河川管理者としてこんなことがあり得るということを認めていらっしゃるのですか。この数字は中央防災会議からのものだから、国土交通省は関係ない、河川管理者は関係ないと言われたら、それだけなんですけれども。そんなことがあり得ると考えていらっしゃるのですか。というのは、毎年、毎年、膨大なお金を入れて水防活動、それから広報活動をやっていると思いますね。それを踏まえて、こんな数字が出て、びっくり仰天したのです。

【事務局：新屋河川計画課長】 3ページに掲載しております内容につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、避難が全く行われないうとか、あるいはポンプといった施設が全く止まってしまったといったケースが設定されているかと思えます。

ただ、この中央防災会議のとりまとめのときにも、このケースのほかにも、例えば避難率が40%、あるいは80%といった場合にはどうなるかといったさまざまなケースが想定されて、そのケースの場合のそれぞれの死者数であるとか、そういった被害想定が公表されております。

ここにおきまして、これは内閣府中央防災会議で示された想定の一例としてここに掲げさせていただいておりますので、これが起こり得るのか否かということにつきまして、河川管理者としてまだコメントすることはないと考えておりますが、あくまでも参考の事例としてここに紹介をさせていただきたいというふうに考えてございます。

【松浦委員】 河川管理者は血相を変えて怒られたと思ったのだけれども違うのですね、こういうことも可能性はあるということで認められていらっしゃるのですね。

【事務局：柿崎河川調査官】 今、説明がございましたように、これは被害想定でございますので、一定程度前提条件が当然ございます。今回の避難が行われないうとか、排水施設の稼働がないとか一定程度の仮定がございしますが、こういう仮定であれば、こういうふうな被害は実際起こり得るといような1つの試算だと思います。

我々としては、こういう試算を踏まえまして、逆に言うと避難が行われるような施策、あるいは排水機場についても、先ほどの老朽化等の事例を写真でお見せいたしましたけれども、ああいうものが万が一動かないということになったときに、こういうことが起こるといことになりますので、そういう老朽化対策などの施策の必要性などを、こういうことを通じて認識しているところでございます。

【宮村座長】 よろしいですか。

【吉川委員】 大きい問題、小さい問題、幾つか述べさせていただきたいと思います。

国交省の最大の命題は、住民からの要望の多い治水すなわち洪水排除だと思っております。ところが関東平野の地形は洪水でできたようなものなのですね。昔は洪水というのは、3年か5年、襲われるものだという、そういう常識があったわけですね。昔と今は違うのだということもあるかもしれませんが、当時の人たちは、したがって堤防は高く上げなかったのです。それは数年に1度の肥沃な土砂をもってきてくれるというメリットに期待してたという面があるわけですね。

明治以降、内務省、建設省時代を経て一生懸命御苦勞いただいて、ダムをつくったり、堤防を高くしたりして、洪水が少なくなってきたわけで、当然洪水に対する安全度は高まってきているわけです。

したがって、住民からの意見の資料1ページにもありますように、住民の方々の一部だと思っておりますけれども、現在、進行中のダムなどは中止すべきだと書いております。私も中止または現在、進行中のものは、もう予算的な面もさることながら、自然破壊等大きいですから、やはり凍結をした方がいいと思うのです。その一方で住民の方々にも、「計画想定外の洪水はあるものだ」ということを大いにPRする、認識してもらう、特に都市住民に、これも国交省の大きな仕事だと思っております。ダムをつくったり、堤防をつくったりすることと同じように大きな仕事と思うのです。

したがって、これからダムに使おうとしていたお金は、例えば堤防の補強、地震なんか来れば壊れるかもしれない。それから河床を掘削すれば、ダムをつくらないですむかもしれない。そういう方へお金に回す、あるいは今まで破壊した生態系の回復、それから、流域住民の住宅改善の方に回す、これは納税者の立場でそういうことを申し上げるわけです。あるいは洪水警報システムを強化する方へお金を回す。そして人的な被害をできるだけ少なくする、こういうことが大事だと思っております。

それから、次の問題は、現在、求められている治水工法というのは、歴史的に言えば、関東流だそうですね。御存じのとおり、関東流は、降った水はできるだけ海に出るまでに時間をかけ、使いながら出すということです。そういう関東流の工法が求められているわけですね。

ですから、日本の伝統的なそういう工法、これに学んでいただきたい。建設資材もコンクリート工法に頼らないで、それももちろん部分的にはいいのですけれども、生き物にやさしい石だとか、粘土だとか、木材だとか、そういうものを積極的に使用するような工法

を具体的にこの中にもやはり書くべきだと思うのですね。これだけ地球規模で生物との共生の問題が言われているわけですから。

そこでもう一つ、川はだれのものかという認識の問題ですが、これは流域に住む住民全員のものなんですね。生き物も全員、そういう観点で、そういう共通認識でこの整備計画を練っていただければと思います。

失礼しました。

【宮村座長】 何か特別お答えすることはありますか。よろしいですか。

【吉川委員】 特にありません。

【宮村座長】 それでは、ほかに御意見ございますか。

【青木委員】 1つ質問させてください。

きょう、いただきました資料を拝見いたしますと、幾つかバランスという言葉が出てきます。例えば上下流の水のバランスであったり、治水バランスだったり、河道整備と洪水調節施設のバランスであったり、本・支川のバランスであったりということが出てきましたし、説明の中でも本川のピーク流量に影響を与えないという言葉が出てきております。

やはりバランスといった場合、非常に言葉はいいのですけれども、もし具体的に数値としてどういうバランスをとるのかという記述が必要なのではないかなというふうに感じましたので、ちょっと聞かせていただければと思います。

【宮村座長】 どうぞお答えください。

【事務局：新屋河川計画課長】 具体的な数値ということがございました。今回のお示ししております方針におきまして、私ども河川管理者の基本的な考え方としてお示しをさせていただいておりますので、今後、整備計画のたたき台といったものを出していく際に、また詳細な数値のデータをもって御説明させていただきたいと考えております。

【青木委員】 今後、具体的な数値を出てくると考えて……。

【事務局：柿崎河川調査官】 具体的な数値につきましては、今、言いましたように、今後、整備計画のたたき台を出しながら、わかりやすく説明をしてみたいと思っております。

今回の資料は、その前段でございます基本的な考え方を示したものでございまして、流下能力図なんかもお示ししておりますけれども、利根川水系におきましては、下流部において非常に流れにくい箇所がございます。つまり上から雨が降って当然流れてくるわけですが、利根川の場合は、一番海への出口のところが一番流れにくいということで、上下流

のバランスからいきますと、まずこの部分について一定程度の流下能力の増強を図ることがまず基本でございます。

それで処理しきれないものにつきましては、これは上下流のバランスという意味におきまして、下流で処理しきれないものについては上流の方で止めるというふうな洪水調整施設の効果を期待しております。

また、利根川につきましては、大きな支川が幾つか流入しております。この支川も当然本川に合流するわけですが、合流量が下流において非常に厳しいわけですので、下流に影響を与えてしまいますと、合流した後、洪水が氾濫してしまうということになりますので、合流量については下流の方、本川の方に影響がないような形で、中・下流流域の洪水調節施設で処理をするというような基本的な思想を持っておりまして、それについて今回、お示ししているところでございます。

【青木委員】 わかりました。

【宮村座長】 それでは、そのほかにもございますか。

【宇多委員】 中央防災会議の専門調査会の報告を使っておりますが、私もこの結果を信用する方です。ただし、普通の人が見ると、これは国土交通省の方が関与し、そういう意見を出させたなというふうに見る人もいると思います。従って客観性があるってわかるようにしてほしい。疑っているわけではないですが、見ようによっては「中央防災会議でも言っているから治水対策が必要だ」というふうにも読めないので、誤解を招かないように、もうちょっと客観性があるものでやったんだよということをちょっと入れていただきたい。

【宮村座長】 ありがとうございます。

【事務局：新屋河川計画課長】 委員の御発言につきましてですが、先ほども御説明しましたが、きょう、お示ししているのはほんの一部というか、内閣府の中央防災会議でとりまとめられた資料としてはもっと客観性の持ったデータでもって公表されておりますが、きょうはその資料の一部をお示しさせていただいておりますので、これは全体というか、内閣府から出されている資料につきまして、次回以降、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

【宇多委員】 インターネットに出すときに、計算の前提条件などの説明を付けてから出していただきたい。

【宮村座長】 所詮シミュレーションですから、あることが伝わればいいということの御

意見ですね。

【石川（忠）委員】 河川の計画を立てる場合、将来、流域がどのようになるか、あるいは流域をどのように管理していくかを同時に考えなければいけないと思います。水は流域から河川に流れ込んでくるわけですから、水量にしても水質にしても、流域の状態に依存します。利根川が大河川だといっても、地図をみれば広大な関東平野の中の細々とした線に過ぎないわけです。したがって、流域からの流達時間が少し変わるだけで洪水量はかなり変化しますし、水質にしても、例えば霞ヶ浦は、流域の面源負荷の分布が変われば流入水質も大きく変化するでしょう。したがって、流域の諸条件をきちんと管理できなければ、河川の計画も見直さざるを得なくなると思います。

また最近では河川の自然環境保全についていろいろ言われていますが、河川の前に、その外側の流域における自然環境が大幅に減少しています。都市化だけでなく、農地などもかなり人工的になりました。その結果、河川の中に取り残された自然が注目されているともいえます。ですから、河川の長期計画では、流域を今後どのように計画して管理していくかを同時に考える必要があるわけです。

その際、河川を管理している国交省だけでなく、流域の自治体やそこに住んでいる人達が参加する計画でないとうちにもなりません。参加するというのは口出しだけするということではなく、自分たちも何かを負担するということです。流域は流域で勝手にやっていたら、そこで生じた問題が狭い河川空間にしわ寄せされるわけで、望ましい河川を実現することは不可能です。

首都圏の河川の流域は、地方に比べて既に大きな投資がなされて、産業が発達し生活も豊かで便利になっています。その反面、流出率が増加したり、排水の水質が悪化したりしています。ですから、これからは、あれが欲しいこれが欲しいという地域の要求に答えるだけでなく、こういったことは自治体がやるべき、こういったことは住民がやるべきという、国と地域の適正な労力分担を明確にした上で、河川への投資を考えていくべきです。

今回議論されているのは向こう30年という当面の改修事業についてですから、とりあえず今までの延長線上の計画でもいいのかもしれませんが、これ以降は、河川の中の話と並行して、流域の設計と管理について考えていかねばならないと思います。

【宮村座長】 ありがとうございます。

御意見いただきましたが、何か。

【事務局：柿崎河川調査官】 確かに利根川の場合、首都圏という日本の政治、経済の中

心都市を流域に抱えている非常に重要な水系でございます。その水系の将来を見越して我々としても、将来の安全性を見越して治水計画を立てていきたいというふうに思っております。具体的にございます。具体的に今日のこの基本的な考え方にに基づきまして、次回以降、御説明してまいりたいと思っておりますが、基本的な考えにつきましては、今、先生の御指摘のとおりというふうに考えております。

【宮村座長】 よろしいですか。

【松浦委員】さっきちょっと質問したことなんですけれども、先ほどの3ページについて、いやいや河川管理者はなめられているな、そういうように私自身はこれであらうかというので、すね。こんなものが平然と出てくるなんて、これまでずっとやってきた河川管理者の努力は一体どういうことになっているのか、というように私自身は感じました。それが1点です。

それから質問でございます。

その前の2ページですが、これはカスリーン台風とよく比較されておりますけれども、これが生じたのは1947年、それ以降、延々と努力をやってきております。例えば上流ダム群としてダムの設置もやっておりますけれども、現在の被害状況の中に、そういう過去の努力の蓄積がどのように加味されているのかという質問が1点。

もう1つ、これは計画論の話なんですけれども、本川は50年に1回、支川は30年に1回と言われましたけれども、そうしましたら、支川では30年以上、例えば50年に1回の雨が降ってきたら氾濫する。そういうことを前提にして利根川本川の流量を決められていらっしゃるのですか。その決め方です。30年と50年といたら当然違いますね。常識的なこのですか、支川の場合は50年に1回の洪水が来たら氾濫する、それも加味して50年対象流量ということをおっしゃっていたのだろうか。この2点です。質問いたします。

【宮村座長】 最初の方のはさっきのでもいいでしょう。

2番目のものからどうぞ御説明をしてあげてください。

【事務局：新屋河川計画課長】 2点目の本川と支川の50分の1、30分の1という考え方でございますが、先だって策定されております利根川水系の河川整備基本方針におきまして、目標と設定されておりますのが本川について約200年に1回、200分の1という安全度で、支川につきましては100分の1という目標の安全度が設定されております。そういった本川と支川の基本とする安全のバランスということを踏まえまして、今回の暫定的な整備の計画を定める河川整備計画の目標としては、本川につきましては50分の1、支川におき

ましては30分の1という安全度を設定していくというふうに考えておるところでございます。

【宮村座長】 さっきの質問は、50年と30年だから、支川はもっとあふれるよ、それはそのまんまでしょうがないよとやるのですかというような質問です。

【事務局：柿崎河川調査官】 まず本川の方が、先ほど下流の方で流下能力が不足しているところがあると御説明させていただきましたが、本川の方で、本川の下流部分のところの4ページの図にもございますが、かなり流れにくくなっているところ、この部分について少し掘削をいたしまして、下流部の流下能力を全体的に引き上げるということをまず前提とします。

そのときに、本川の方の器ができるわけですが、その器見合いで支川の流入の方について計画を立てますと、大体30分の1ぐらいの流量について処理できるのではないかとこのように考えておまして、この本・支川間のバランスについて考えているところであります。

【宮村座長】 よろしいですか。

【松浦委員】 多分こういうことだろうと思うのだけれども、30年に1回ということであっても、別に余裕高というのを造るのだから、それ以上の流量が流れてくる可能性もある。それを加味して、下流では、支川が30年に一回でもプラスアルファ的なことも当然あるだろう、それが50年の1回ぐらいというのが答えではないのかな。

【宮村座長】 そうでなくて、50分の1を本川がやったら、その結果、支川の方は30分の1に相当する。そういうことですね。ということでもいいですか。

【松浦委員】 いいです。その前の質問で。

【宮村座長】 カスリーン台風の評価。それに対する以降の評価。

【事務局：柿崎河川調査官】 すみません、ちょっと質問の御趣旨がはっきりしなかったもので、もう1回、お願いできますか。

【松浦委員】 氾濫したボリュームというのをどうのように考えていらっしゃいますかということです。カスリーン台風以降、もう60年ぐらいたっていますね、上流で一生懸命ダム等も整備してこられました。そういう効果が入って、現在、このような氾濫量になっておりますか。その確認です。

【事務局：柿崎河川調査官】 そういう効果を含んだ結果でございます。

【松浦委員】 はい。

【宮村座長】 それでは、ほかにございますでしょうか。

【山田委員】 資料－２の２ページ、これは単純な質問としてお答えを願いたいのですが、カスリーン台風のときの氾濫実績が左に載って、右が現況想定 of 氾濫が載っている。これはちょっと石川先生の御質問にも似てくるのですけれども、同じところで同じように氾濫して、現在の方が水深、赤いところが増えていきますね。つまりこの流域は同じ洪水が起きたら現在の方が危険側になっている。これの主な原因というか、いろいろ考えられますけれども、大体どういうことが主な原因でしょうか。

つまりまちづくりとして、まちづくりの方にもいろんなことを考えなければいけないのか。つまりこれは川の計画のもちろん会議ですけれども、ついでというとおかしいけれども、それと同時にまちづくりにも何かいい情報を出せないか。赤い部分の面積がふえているということに対して、これはこうじゃないかとか、こうだよとかいうのがもしございましたらお願いします。

【事務局：新屋河川計画課長】 この昭和22年からいくと、現況におきまして氾濫した場合、浸水深が変わっている原因といたしましては、まず1つは地盤高が変わっているというような状況がございます。もう1つ、原因として考えられますのは、都市化が大分進んでいるということがございますので、氾濫してきた流れ、スピードが大分上がってきておりますので、それに伴って浸水深が深くなっている傾向にあるというふうに考えられております。

【宇多委員】 地盤沈下でしょう。

【事務局：新屋河川計画課長】 そうです。地盤高が変わったというのは沈下です。

【石川（忠）委員】 最大水深をプロットしているとすれば、この図の各地点の値は同時ではないので、流域での水の流れ方が変化すれば、もともとの氾濫水量が同じであったとしても、水深の等値線の面積が変化することはありえます。

【事務局：新屋河川計画課長】 最大水深でございますので、おっしゃるとおりです。

【山田委員】 できましたら、こういうせっかくシミュレーションをされているので、そののしっかりした分析も、情報もどっかに書かれているかもしれないけれども、住んでいる人達に対して、きちっと情報提供していくとか、こういう現状なんだとか、住民でやれる工夫はないかとか、新しいまちづくりにもっと活かさないかとか、せっかくここで計算されているシミュレーションを有効に情報として出してあげた方がいいのかなと思っています。これはコメントです。

【宮村座長】 よろしいですか。

【事務局：柿崎河川調査官】 先生の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

【宮村座長】 先ほどから出ているように、シミュレーションの結果を出すときは、過程から、どういう方法でやっているか、それを入れないと、結果だけでいきなりほかの議論と整合させちゃうとやりにくくなるかもしれません。

多分中央防災会議の方は、利根川の整備方針とは違った目標を持ってやっているわけですね。一体大規模なとんでもないことが起こり得るとしたらどんなことを考えておいた方がいいか。そこから始まっているものでしょう。それとは少し違う使い方が必要なのかもしれないので、使う場合は使うことのちゃんとした説明が必要だというのが先ほどからの御意見だと思うのです。ということでよろしいですね。

【関根委員】 コメントでございます。

今の氾濫計算のことですけれども、どういう計算をされているかわからないですが、現況のものと、それから22年の実績とを比較する際に、同じ氾濫計算を22年の時点ですると実績とどの程度違うのかということをやはり並べて見せる方がわかりやすいのかなという気がします。

と申しますのは、さっき宮村先生がおっしゃいましたけれども、あくまでもシミュレーションですから、実際に起こったものをどの程度再現できているのかということに大きな差があれば、現況想定氾濫計算をしたところで、ある程度誤差の範囲内でとらえなければいけないところと、深刻に受け止めなければいけないところが見えてくると思いますので、いきなり計算を現況のものだけ見せるという見せ方は果たして適切なものかという、むしろ行政にとっては不利益な方向のことになりはしないかという心配をいたします。コメントです。

【宮村座長】 御意見として受け止めておいてください。

【中村委員】 資料－3の4ページの表現でお願いがございまして、中川・綾瀬川ブロックの赤く囲ってあるところの2行目、流域全体で洪水を一時貯留したりという表現がございまして。恐らく流域の住民の方がこれを見ると誤解を招くと思いますので、例えば流域全体で雨水を一時貯留したりとか、という表現が適切かと思います。洪水を貯留するのと雨水を貯留するのでは大分意味合いが違いますし、仮に雨水を貯留とした場合、特に農地を対象にした場合には、そこに被害を生じない範囲でというように一言つけて下さるよう表現を少し御検討いただければありがたいと思います。

【宮村座長】 意見としてお認めくださって、そのブロックのところ、場所によって違うと思いますので、ぜひそういうふうに。

【事務局：柿崎河川調査官】 はい。

【浅枝委員】 1点だけお願いします。現在ではわかりやすさということで、治水・利水・環境と分けて示してあり、また、環境も生態的な環境と、水質とか、ゴミに分けて書かれています。資料-3の方はそうした点について、多少はかえては書いてありますが、資料-2の方は、わざわざわけてあります。ところが、少なくとも利水と環境については密接に絡んでおり、分けられない部分がたくさんあります。また一つの対策が、利水にも環境にも影響してきます。もちろん、治水対策についても、やり方次第で環境や利水の向上に大きく役立てることが出来ます。

例えば、利根川の下流で治水断面確保のために掘削が必要ということですが、掘削の仕方次第で、生態環境にもいいし、当然、水質にもよくすることも可能です。もちろん、整理してわかりやすくしなければならない部分ははっきりわかることもいいですが、むしろこうした複合的な内容であることがみえるようにしておくことが重要だろうと思います。そうすることによって、実際に事業を実施する段階において、すべてにいい方法を取り入れていく下地が出来上がるように思います。ぜひそうした点を文章の中にうまく入れていただければというように思います。

【宮村座長】 御意見、御了解していただけたと思います。

【恵委員】 資料-3で6ページの左下に利根川の都市用水の不安定取水の割合という現状がございますが、30年後の計画の中に、やはり不安定のまま想定をしていくのか、このあたりが時代の変化の中で、今後、水利権に関して何らかの取り組みを国としてはなされる予定がおりなのかどうかという質問が1点と。

もう1点は、利根川の中で、霞ヶ浦の周囲にたくさん排水機場とか、いわゆる老朽化を対応しなくてはいけないという、そういう設備があるということと、合わせて中川・綾瀬川も、先ほどの一時的な水の貯留ないしは放水路による調整という形で相当規模の大規模な施設で水の洪水を調節するということになりますと、この利根川水系という大きな水系の中のそれぞれの仕組みが持っている洪水時の調節、運用ですね、人為的に、あるいはシステムとしての運用、それが全体、連動していると考えてよろしいのか。あるいはきょうもそれぞれの事務所や県の御担当の方がいらっしゃっていますが、それぞれが縦割りといえますか、独立して操作をされているのか、そのあたりが総合的に大きなシステムをちゃ

んと担っているのかどうかというのが大事だと思うのですね。それによって上流のダムはどうかという一般の方の意見に対して、どんな形で水の扱いをうまく利水の方はどういうふうに水利権など調整していくのであるとか、あるいは洪水時に洪水調節に関しての施設による運用が非常にうまくいくのであるとか、そういう証明が計画の中でなされていくと、若干説明がついてくるのではないかという気がしました。

【宮村座長】 その2つ、要は計画のところにそういうことを考えてくださいということですか。

【恵委員】 計画の時点で、水利権の問題はもうここのあるような状態、資料-3の6ページの左下にあるようなことが30年後も同じままでいくという前提ですかということ。

【宮村座長】 それももちろんお答えになれる範囲で。

【事務局：富岡河川環境課長】 資料6ページの不安定取水ですけれども、不安定取水というのは、先ほどの説明にもありましたように、施設が未完成で、水需要がある、需給が逼迫しているために許可されている降水時の河川の流量が上がったときの水利権、こういったものがほとんどでございまして、例えば八ッ場ダム、湯西川ダム、思川開発、そういったものに参画した都県のところでやむを得ず河川に水があるときに取水するというような状態になっておりますので、例えば完成すれば、こういった暫定的に許可されている水利権については安定的な取水という形になっていきます。

それと川で開発地点より上流で取水している。やむを得ず上流の取水地点で取っているというようなものにつきましても、同様な取水地点の統廃合と申しますか、利水者間の工夫とか、取水地点を工夫する。そこで開発できるかどうかというようなチェック等も行って、将来的にはできるだけそういう不安定取水をなくしていくということを考えていきたいと思っています。

【宮村座長】 よろしいですか。

ほかにございますか。

【林委員】 まず3ページですね。以前、正常流量の検討をしておりました、その項目の中に景観という言葉が出てきて、これをどう評価するのか非常に苦慮したことがあって、一時保留になっていたのですが、現在はどういうふうな物差しになっているか、それが1つと。

もう1つ、16ページ、左端の方、瀬と淵はアユ等の産卵・生息場と入ってしまして、矢印を見てくると、その下に利根大堰があるはずですね。利根大堰というと魚道がついてお

りますけれども、最近、改修、整備されている魚道等を見ていますと、こういう魚道を使ってアユなどが本当に下がっていけるのか、取水堰との関係はどうなっているのか、そういうところが重要なポイントだと思います。そこで最近の魚道の設置というのはどういう方向づけといたしますか、もうここしかつける場所がないからつけるのだとか、そういう流れになっているような感じがするのですが、いかがでしょう。2点ほどお願いします。

【事務局：富岡河川環境課長】 1点目は景観の御質問があったのですが、景観の現在の評価方法、どんなやり方でやっているかというお話でございますけれども、これでいいという決め手があるわけではございませんけれども、今の評価をどうやってやっているかということをちょっと申し上げますと、一番最初の景観の評価のときは、川の幅に対して約2割とか、景観上、この幅で確保したらどれぐらいの流量になるのだろうかというようなことを検討して、そういった形で何トンぐらいあればと評価していたのですが、最近は、そういった例えば2割の流量、3割の流量、1割の流量というような流量を流したときの景観のシミュレーションをやりまして、景観の中にその流量が流れたときの絵をかきまして、それを現地でアンケート等を取りまして、あなたはこの絵を見たときに、この場所での絵がいいですかというようなアンケートを取りまして、そのアンケートを取った結果、この絵がいいといったようなところを統計的に処理しまして、大体この辺が8割方満足だろうとか、そういったようなところで評価しまして、景観上、皆さんでいいといった流量であるとか、そういったような評価をしております。

もう1点のアユとかを考慮した魚道の考え方でございますけれども、魚道につきまして、利根大堰の話をお話しますと、利根大堰は真ん中のところに魚道がありますけれども、アユが例えば下るときどうなのかというようなお話がありましたけれども、これは利用上の工夫というのもあると思っております。武蔵水路が利根大堰の右岸側のところでかなり取水をやっておりますので、そういったところに稚アユが寄って行ってしまふ、こういうような場合には、今までは流路が右岸側にちょっと寄っているのですが、右岸側のゲートを主体的に操作していたのを、ちょっと中央のゲートを処理して水を流すというような工夫をすることによって、稚アユが武蔵水路の方に入っていくのを防ぐとか、そういう運用側の工夫とか、それとアユが下ってくる時は農業用水がいわゆる取水を取ったりしてない時期にもなりますので、ゲートで放流することが可能かな。ただ、上るときには取水と同時期になるので、取水口と、アユが上るところが近寄らないような工夫が必要となっているというような議論がされているところでございます。

【林委員】 魚道の問題はちょっと別に置いておきまして、これからの問題でしょうが、最初の景観の問題で、必ずしも水量だけの問題でなくて、整備をされるときには、例えば整備後の5年後はどうなる、10年後はどうなるというイラストなりなんなり絵がかけると一般の方にもわかりやすいのではないのでしょうか。私もいろいろ考えてみて、それ以外にないのかなということ、やはり個人差がありますから、いいという人もおれば、悪いという人もいて、さまざまだと思うのです。でも一応こういうふうになるのだけれども、どうでしょうということを提示されると、あっ、これだったらいいかな、そういう判断の材料ができるのではないかなと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

【宮村座長】 個別の点は、またそれぞれのブロックで議論いただくということの大前提で、きょうは大まかなすり合わせということなので、どうでしょうか、個別にそこでやっていただくということよろしいですか。

今の御意見を参考にして計画案を練っていただきたいと思います。

そのほかにございますでしょうか。

【宇多委員】 言葉としては入っていると思うのですが、政府は地球温暖化による環境変化を重視しているのに対し、温暖化の取り上げ方が弱いと思います。温暖化の結果、関東地方は降雨が大きく減ってしまうのではないかと、北海道は降雨量が多くなるなどの変化が予想されています。そういう不確定な要素が今後起こるかもしれない。今、起こるとは確定してないけれども、それを今の段階で30年後を予測しろというのはできないので、そういうことがあった場合には、例えば10年先にはアダプトマネジメントの考え方に基づいて柔軟に対応するという要素もどこか言葉に入れておいていただいた方がいいのではないかと。地球温暖化という話が取り上げられていないと思います。

【宮村座長】 ありがとうございます。

その辺、計画を練るときに、御意見を参考にしてください。

【事務局：新屋河川計画課長】 参考にさせていただきます。

【佐々木委員】 1ページをご覧になっていただきたいと思いますが、現在頂いた意見の概要の中に4項目あって、治水・利水この辺は国交省さんの本来のお仕事だと思いますので、これは粛々とやっていただくということよろしいかと思いますが、その次の環境とか維持管理の問題、これがある意味では、住民にとって直接関係することなんです。この意見の配分で見ても、全部で1,900何件の中で環境と維持管理に関するのが1,100件ありますので、半分以上を占めるわけですね。

ですから、今の業務というのは、本来の業務をやるということは当たり前で、それプラスどうするかということがかなり評価といたしますか、住民の評価として非常に大きいわけですね。こういう問題に対して今までの考え方は、ここで示されるのは、何度も出てくるのは、地域の皆様との協議とか、自治体との連携という言葉で表現されているのですが、これまでの例えば地域協議会とか、それから、ある意味では、いろんな河川敷というのは占有しておりますね。占有しておりますけれども、今までの地域の団体からの占有の願いでいけば、結果的に見ると、今まではゴルフ場とかスポーツ施設だけだったわけですね。だけといったら語弊がありますが、そういうものが多かったわけですね。例えば多摩川なんかでも、一番河川を利用しているのは、散歩をしたりという一般の住民であって、いかなれば、これから30年の間に、こういう地域の人とか、それから、地方自治体の意見をシステムとしてどう汲み上げていくのかということをお考えになってもいいのではないかと。

ある意味では不得意の部分かもしれませんが、これをやっていかざるを得ないのではないかとこのように考えますけれども、いかがでしょうか。

【宮村座長】 現状での御意見がございましたらどうぞ。

【事務局：柿崎河川調査官】 先生のおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、環境とか、維持管理とか、要は多様な意見がある中で、どうやって地域の折り合いをつけていくという、そういうところが出てくると思います。実際、今も現地の河川の現場では、一定程度、地域の自治体等とお話し合いなどをやっているようですが、確かにそういう面、これからますます重要になってくると思っておりますので、御指摘を踏まえまして検討をさらに考えていきたいと思っております。

【福岡委員】 ただいま維持管理についての話題がありましたので、維持管理についてお話をさせていただきます。

今回の整備計画は、本川で50分の1で支川で30分の1の治水安全度の達成を目標としています。考えてみたら、大利根川でまだそのレベルで、これから30年河川整備をやるというわけですから、利根川は安全度からすれば大変に低い川であるということです。

先ほど来からいろいろ議論がありましたが、その中で維持管理というものの意味を整備計画をつくるときに、住民の方とともに議論する必要があるのではないかと感じました。

資料-3の11ページに、利根川全体で維持管理の考え方、目標設定の考え方が出ています。読んでみますと、この思想は30分の1、50分の1の整備を目指して今後30年間やる中

で、利根川の治水の安全度はそんなに一気にには上がらない。その中でどうやったら危機的な状況を避けることができるのかということに維持管理を決める重要性があると思います。具体的に出水期前等に、管理施設の機能維持を巡視等で徹底的に調べて、危険なものについては更新したり、部分的に直したりするとか、書いてあるわけですね。これまでの維持管理では、ここまで重点的にやるべきことを計画の中に書くことはしていないのではないかと思います。もちろん通常の安全管理はやるのですけれども、こういう平常時はどうしながら異常時の安全性をどう確保するのか、安全度が一気に上がらないときに、できるだけ現有の施設であるレベルの安全度を確保するのか、少なくとも治水施設はソフト対策よりもずっと確実に安全度を保てるわけですから、すなわち施設の信頼度の方が高いわけですから、その信頼度を確保するために、どうやって現在のものをうまく使っていかうかという、そういう思想だと思うのです。

ところが、今回の流域市町村及び、住民からの維持管理に関する御意見は、どちらかというと従前の維持管理が中心となっており、ここにはそれらを、取り上げて書いてあります。

一方、整備計画の維持管理の考え方は、もっと維持管理計画をうまく使って安全度を確保していきたいわけです。最低限の安全度はまず確保するんだという思想になっているわけです。その辺、ややずれを感じます。そこは整備計画の検討の中で、議論して、治水と、環境について、維持管理の持つ重要性をわかりやすい形で議論して、実効性のあるものにしていただきたい。さらに維持管理の中では、住民の方も加わっていただくものもあると思います。住民の方にやっていただけることと、河川管理者がやるべきことをしっかり分けて、維持管理計画をつくっていくことが必要であると思っています。

11ページのこの書き方は、専門家から見るとその通りであります、難しいですね。専門家が行うことと、住民との協働でやるところ等がわかるように書くのがよいと思います。維持管理計画をつくと書いてありますので、どんなレベルの維持管理を考えなければならぬか、整備計画の中でつくるにあたっては、流域に住んでいる方々に理解していただいて、協力をいただくことがわかるような計画にしていくことだろうと思います。

以上です。

【宮村座長】 ありがとうございます。

【事務局：原河川管理課長】 今、先生からいただいた非常に維持管理が重要だという話、私どももそう認識しております。

11ページの表現が、地域の中で、またブロックごとで議論されるときに一般の方にもわかりやすくという先生の話もありましたし、維持管理をやっていく上で、地域住民の皆さんとの役割分担もしっかりやっていかなくてはいけないところもございます。この考え方をわかりやすく議論できるような形に整理していきたいと思います。また、御指導のほどよろしく願いいたします。

【宮村座長】 ありがとうございます。

ちょっともう1つ御説明願わなければいけないことがあるので、ちょっとここで先に進ませていただいて、時間がありましたら、もう一度全体で御議論していただきたいと思います。

少し中身について御質問、御意見の中で出てきておりますので、今後の進め方、資料－4について御説明をお願いしたいと思います。

【事務局：新屋河川計画課長】 それでは、今後の進め方についてということで資料－4を用いまして説明をさせていただきます。

資料－4にお示ししておりますのが全体のフローでございますが、これまで社会資本整備審議会での審議を経まして、平成18年2月に基本方針の決定・公表が行われまして、その後、河川整備計画についての有識者会議、あるいは関係住民の意見聴取、自治体の長の意見聴取などをこれまで進めてまいりました。

今回の有識者会議につきましては、資料の中ほど右の方でございます赤い着色の部分になりますけれども、今後、できるだけ早い時期に各ブロックの整備計画のたたき台を作成・公表いたしまして、それを受けて改めて関係住民、自治体の長、有識者会議の委員の皆様から御意見を伺いながら、各ブロック別に河川整備計画の案を作成し、河川法に基づく関係都県知事への意見聴取等の手続を経て河川整備計画を策定をしていきたいというように考えてございます。

資料の説明は以上でございます。

【宮村座長】 ありがとうございます。

それでは、今、説明がありました今後の進め方についての御質問、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石川（真）委員】 今後の進め方についてというだけではないと思うのですが、まず確認をさせていただきたいのですが、本日、配付されましたこの意見に対する管理者側からの御回答みたいなものを集約されたもの、それから、住民の方いろんな方から寄せ

られた意見に対する回答というのが配付されておりますけれども、これはすべてここでこんなものでいいかなというのがある程度了承された段階で、このままインターネット等で公表されるということですか。

【事務局：新屋河川計画課長】 そのとおりでございます。

【石川（真）委員】 そうすると、これは意見になるのですけれども、今後の進め方の中で、人間だから、質問して、こういう回答が来てああそうですかで終わるはずもなく、またいろいろやりとりがあると思うので、その際に、余りお互いに根拠のない話を進めていってもしようがないと思うので、もう少し根拠を広げて書いていただきたいなど全体的に見たときに思う部分がありました。

それは特にダム建設が必要ないという意見に対する説明の中で、かなりポイント、ポイントで数字を示して管理者としての説明がありますけれども、恐らくこれだけだと、今までのそういう反対意見というのを私もいろいろ読んでいますので、これだけだとまた別な観点から質問が来るだけだと思うのですね。

だからもう少しこのままということではなくて、今まで出てきたそういう反対される住民さんたちからの意見の中で使われたデータ等も国土交通省の方で検討した結果として、数字がどうなのかというのを具体的に示しながら回答として示された方がいいのではないかという気がしました。

とりわけ1つだけ、その中でも具体的に気になったのは、掘削には限界があるというデータが出ていますけれども、この中で、前の有識者会議のときに下流でスーパー堤防をつくる話もあったと思うのですけれども、そういうのがすっぽり抜け落ちているような気がします。そういったところも、やはりではこれは掘削無理なのはわかったけれども、ほかに手だてがないのかと、また議論になるところだと思いますので、あらかじめ示された方がいいのではないかというような部分が各所に見受けられると思います。

とりあえず以上です。

【事務局：柿崎河川調査官】 先ほど今後の予定を御説明させていただきましたが、次回は利根川水系の河川整備計画のたたき台ということで、そちらの方を公表いたします。それを公表する際には、具体的な施設の方の数字を示しまして、わかりやすく御説明できるように、また、解説についても、そういうわかりやすい形でできるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

【宮村座長】 よろしいですか。

それでは、全体、この方針について御意見もないようなので、もう一度全体の方のことで御意見、御質問をお願いします。

【松浦委員】 先ほど維持管理の話が出ておりました。維持管理について、国土交通省はきちんと一生懸命やっているというようなお話でございましたから、ポンプが全然使えなくなるなんていうことを言われて、本当に怒らないのかなと思ったのですけれども。

それはさておいて、先ほどの、質問に対する意見をどうするかということにも関連してです。私は河川の中でも河川計画を中心に研究しています。そちらの方に興味を持っております。前回、公聴会がございました。私の大学があります板倉町長も立派なことをしゃべっていたのですけれども、河川計画の専門家としまして、実はものすごいショックを受けました。

どんなことかと思ったら、ある方から、八ッ場ダム、渡良瀬調整池を、私から見たら非常に科学的に、これは効きませんよ、そういう話がありました。このことにつき、私にとって非常にショックでございます。それについて、きちんと答えられていられるかどうか。やはり普通の人が聞いたらびっくりするだろう、ただ単に思いつきで言ったのではなくて、整然とした御説明がございました。その辺のところは、この中できちんと書いてあるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局：柿崎河川調査官】 今回の回答につきましては、現段階での回答になっております。というのは、先ほども御説明しましたように、今後、整備計画のたたき台をつくってまいりまして、それを基に今、言ったような整備計画の中に位置づけられるような施設の効用について説明をしてまいりたいと考えておりますので、現段階、まだ検討中でございますので、その分については、今回の回答には必ずしも全部書き入れてないところもございます。

それについては、これでこれはおしまいということではございませんで、またたたき台を作成、公表後、引き続きお示ししてまいりたいというふうに思っております。

【宮村座長】 御意見、これで全部説明し終わったわけではないという大前提ですね。それでまた新たな質問もあるかもしれない。その辺についてはまた公開でちゃんとお答えする。そういうことの繰り返しをしばらくするということになるかと思えます。

【福岡委員】 1点だけ申し上げておいた方がいいと思うのですが、本川と支川の関係で、利根川の本川の安全度を50分の1に確保するために、支川にいろいろな施設がつけられます。それは支川の安全度も上げると同時に、本川の安全度を確保するためにもやるんだと

ということです。今後、それぞれのブロックに分かれて整備計画を議論することになりますので、各ブロックでの議論は、利根川流域全体の議論に密接に関係してきます。特に、利根川・江戸川ブロックの議論との関わりが重要になります。そのため利根川・江戸川ブロックでの議論を各ブロックにしっかりとお伝えをして、やはり各ブロックは自分の河川流域の安全度と、利根川・江戸川の安全度の両方に関係しているという流域全体を見る視点が持てるようにすることも重要です。それぞれのブロックの議論の中では利根川・江戸川ブロックの内容が伝わるように、またその逆も当然必要です。よろしくお願いします。

【宮村座長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局：柿崎河川調査官】 わかりました。

利根川の本川の状況につきましては、各ブロックの委員の皆様方にお伝えしてまいりたいと思ひます。

【大越委員】 河川環境についても、これらの分野で取り組んでいただいております、ありがたく思っております。そういう中で1つお願ひになろうかと思ひますが、例えば資料-2の15ページの一番下のところでも、水辺の環境のことについて記載されております。そういう中で、魚の産卵場所であるとか、生育の場所であるとか、そういうものについても配慮していただける。こういうことを明言していただいておりますありがたいと思っております。

ただ、こういうものというのは、水の流れによってどんどん変化するものであって特定の場所に固定しているものではない。そういったところを、やはりある意味では、人が管理していくということが加わっていつはじめてその機能が強化されるわけであります。

ここの文言で見えていきますと、そういうものについて、河川横断工作物、こういうものの施設管理者と連携しながらというふうに入っておるのですけれども、こういう生態系維持というふうな場面になりますと、施設の管理者以外にも、例えば地域の流域の住民の団体、組織であるとか、あるいは生態系等、また魚等に関係するいろいろな団体であるとか、また、その機関であるとか、そういったところとの連携ということも加えていつていただきたい。

そういう面でハード面のみならず、ソフトの部分についても連携強化をいただひて、魚を中心とした生態系から、人間の住む生態系の方への向上をぜひお願ひしたいということです。よろしくお願いします。

【宮村座長】 ありがとうございます。

【事務局：富岡河川環境課長】 今後、十分配慮して進めていきたいと思います。

【宮村座長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますが、鬼怒川の方からの西村委員から。

【西村委員】 個別な問題はまた部会の方でやりたいと思いますが、私は実は全体の御意見を伺っていて、福岡先生からもお話がありましたし、それ以前に流域管理というお話もございました。治水も、利水も、環境問題も、みんな面の問題ですね。河川流域全体の問題です。ところが河川局の方で権限を持っておられるのは河川の域内だけなんです。ですから、これは基本的に不可能です。それを一生懸命やられるので、ダムをつくろう、遊水池を整備しようということになります。それは当然やっていただくわけですが、ここで一番問題になるのはやはり縦割りの問題だと私は思っている。

こういう計画をするときにも、ここに見えるのは、相も変わらず、その枠の中で一生懸命やって、しかも民をして寄りしむべし、我々がやるから安心してくれ、あるいはこういうものをつくるからそこで遊べ、そういう姿勢がどうも見えるのです。これは伝統ですから、急に直せといっても無理だと思うのですけれども、予算もだんだん先行きあやしいし、それから、問題もどんどん高度化してくる中で、やはりそれだけでは将来対応できないと思うのです。こういう計画の中にも、農業であるとか、都市計画であるとか、ほかの分野に対する働きかけをどうするのか。

それから、住民協力のためには啓発が必要です。日本人の河川に対する知識は昔より減っちゃっていると思うのです。つまり専門家はともかく、一般住民は、洪水なんかもう来ないのだというふうに思っている。そこのところに基本的に問題があるわけで、それをもっと大人だけでなく、義務教育の中にまで至る働きかけみたいな、他分野に対する働きかけという姿勢、それを今後もっていく必要があるし、それに対しての何らかの書き込みが本当はほしい。やはり整備計画ということで、何を整備するかというハードウェア中心になり勝ちですけれども、これからはソフトウェアが非常に重要です。

それから、もう1つ付け加えるならば、昔、日本人の結束、あるいは地域社会というものは、共同で洪水から身を守ることが非常に重要なファクターで、それが一種の村社会を作った。それが高度成長の原動力だったのです。今、そういう住民の相互理解、国民の相互理解というものが極端に失われつつある時代、こういう時期に、ちょうどお金もないときですから、ゴミ処理の問題にしても何にしても、国土交通省としては、もっと住民を頼りにする姿勢をとられたらいいのではないかと。それが結局は住民のパワーをもう

1回取り戻す1つのきっかけにもなるのではないかなと思いますので、ダム、遊水池だけでなく、そういった面での記述ももっと入れていく方向でないといけないと感じております。

【宮村座長】 ありがとうございます。

【鮭川委員】 質問があります。資料－2について、意見を出された方に回答を説明されているのでしょうか。

【事務局：柿崎河川調査官】 資料－2のほかに、お手元の厚い資料があると思うのですが、そちらの方は一問一答で答えています。今後、それにつきましては、ホームページの方でアップしまして公開をしてみたいと思います。

【鮭川委員】 資料－3について、今日説明された整備計画の基本的な考え方は平成18年のときのものとの違いがあるのでしょうか。

【宮村座長】 ちょっと間があいたから御質問が出たのだらうと思います。前回までで展開してきたものと変化がありますかということです。

【事務局：柿崎河川調査官】 基本的なところ、治水の恒久対策のところの根本的なところではそれほど大きな違いはございませんが、今日も話題になっております。例えば維持管理の部分等につきましては、維持管理の重要性という観点において、少し考え方を充実させているところもございます。

【鮭川委員】 維持管理については、現在あるものの維持管理だけでなく、整備計画で計画されたものが実際に造られたときに計画通り機能しているかどうかをチェックしていくことも重要だと思います。

【宮村座長】 時間が来てしまいましたので、御意見、さまざまいただきましてありがとうございました。

きょうは2回目の合同ということでしたので、整備方針の基本的な考え方、今後の進め方、それから、いろんな意見が寄せられたことについての河川管理者の意見というようなことが説明されまして、それで御意見をいただきました。きょうの主体は全部終わりましたので、事務局の方に司会をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局：柿崎河川調査官】 ありがとうございます。

本日、御説明させていただきましたとおり、今後は、頂いた御意見等を踏まえまして、次回は各ブロックごとに有識者会議を開催いたしまして、河川整備計画のたたき台をお示しさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、その際にまた御意見を伺いたと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、最後に、閉会にあたりまして、関東整備局の河川局長の柏木より一言ごあいさつをさせていただきます。

【事務局：柏木河川部長】 河川部長の柏木でございます。

本日は、さまざまな観点からの御意見をたくさん頂戴致しまして、誠にありがとうございました。

話題の中にも幾つか出てきておりましたが、これから先、少し長い時間を見渡しますと、日本をといいますか、世界を取り巻く環境というものが非常に大きく変わるかもしれない、そんな世の中になってきております。

水の分野におきますと、やはり一番気になりますのが地球温暖化という議論でございます。地球温暖化でいろいろ議論されておりますのは、100年後といいますと2100年というときの状態がどうなるかということでいろいろ御議論があります。既に出てきているIPCC等のデータからも、それを基に気象庁さんでいろいろシミュレーションされた、あるいは東大の方でシミュレーションをされたいろんなデータを見ても、どうも気象というのは、かなり変化が激しい。例えば雨が降るときはたくさん降るし、降らないときは降らない。台風も来る数は減るのかもしれないけれども、来るものは大きくなるといったような、そんな影響があるのではないかと指摘されておりますし、例えば温暖化ですから温度が上がるということに関連しましては、それに伴って冬期の雪が降雨に変わってしまう。つまり積雪量自体がかなり大きな影響を受けるのではないか。こういったようなこともいわれております。

これらの変化といいますのは、それが直接に川の中での治水なり、あるいは水の利用といったことに大きな影響を与える、こういうようなことになるわけでございます。

どうもその影響がいずれもどちらかといいますと、人間が生活するという意味においては、必ずしもありがたくない方向に動いていきそうである。降雨が降るときは激しく、そうでないときは降らないということになりますと、洪水も、治水もより厳しい状態になりますし、あるいは雪が減るといことは、雪溶け水に依存しております我が国の農業といったようなことにも影響を与えるかもしれない。こういったことが懸念されるわけでございます。

また、もう1つ、議論されておりますのはエネルギーの問題、こういうことでございま

すが、特に水の分野に影響を与えそうなのがバイオエネルギーというのが大分たくさん使われるようになってきて、これが食料の逼迫ということに影響しはじめている。日本は非常に食料の輸入が多い、自給率が低い、こういう国土の構造になっていて、これが果たしてこれから先どうなっていくのか。日本の農業自体の価値なり、あるいはやり方なりというのがまた大幅に考え直さなければいけないのか、そういうような時期にも来ております。そのこと自体がまた農業のもとになっている水というものをどういうふうを考えていくのかということにも影響してくるのではないかとこのように考えております。

いずれにしてもそういうものに備えていくということは、治水の事業にしる、水利用にしる、あるいは河川を取り巻く環境にしる、一朝一夕にできるものではない。こういうことだというふうに考えてございます。

今回、河川整備計画というのは、一応30年のスパンということで議論をする。こういうことでございます。ただ、計画というのは立てっぱなしではなくて、計画をつくったにしても、それを点検しながら、また、状態に合わせてそれに修正を加えていくということで時代に合わせながら進めていく。こういうことで臨んでいくものだ。こういうふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、きょうの御議論を踏まえまして、次回にはまた御議論いただく基になります整備計画のたたき台をお示しをいたしまして、また、それを説明します。基礎的な状況というのもできる限りわかりやすくお示しをして、また皆様の御意見を賜ればというふうに考えております。

できるだけ早い時期に整備計画もまとめていきたい。こういうふうに考えてございますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

きょうは長時間、本当にありがとうございました。

【事務局：柿崎河川調査官】 以上をもちまして、第4回利根川水系合同有識者会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

—了—